

事務連絡  
令和元年7月31日

各 大 学  
短 期 大 学  
高 等 専 門 学 校  
専門課程を置く専修学校  
奨学金事務担当課 御中

独立行政法人日本学生支援機構  
貸与・給付部企画課

### 新たな給付奨学金制度の概要について

本機構業務につきましては、平素よりご高配をいただき厚くお礼申し上げます。  
令和2年4月から授業料等の減免制度の創設と併せて拡充が予定されている給付奨学金制度については、平成31年1月23日付け学支企第674号「高等教育無償化における給付型奨学金の拡充について（通知）」及び平成31年3月7日付け事務連絡「高等教育無償化における給付型奨学金の拡充に関する概要について」等にてお知らせしたところです。

このたび、関係法令が改正されたこと等を踏まえ、具体的な制度の内容等について、別紙「新たな給付奨学金制度について（大学等向け）」のとおりお知らせいたします。

現在貴校に在学している学生等のうち来年度進級予定の者を対象とした給付奨学生の募集は、本年11月を予定していますが、募集期間が1か月程度となる見込みですので、別紙の記載事項をご確認のうえ、学生等への事前周知等に向けてご準備いただくようお願いいたします。

なお、具体的な申込・推薦手続きについては、9月以降、制度詳細の通知（学生等への周知依頼）、奨学金案内等の送付、事務取扱いに係る説明会の開催等にあわせて順次お知らせする予定です。

本機構の奨学金事業につきまして、引き続きご理解とご協力をいただくようお願いいたします。

※文部科学省のホームページにもQ & Aを含む具体的な説明が掲載されていますので、そちらもご確認ください。

（参考）文部科学省「高等教育の修学支援新制度」のウェブサイト

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

【本件に関するお問い合わせ先】（平日 8時30分～18時15分）

独立行政法人日本学生支援機構 貸与・給付部 企画課

TEL：03-6743-6034 FAX：03-6743-6097

※採用関係：採用課採用係 TEL：03-6743-6035

※異動・補導関係：奨学指導課 異動・補導係 TEL：03-6743-6039

## 新たな給付奨学金制度について(大学等向け)

(注) 本紙の記載内容は、本紙作成時の法令等に基づくものであるため、その後の関係規程の改正状況等により、変更の可能性があります。

### 1. 対象となる学校種

大学、短期大学、高等専門学校(4・5年生)、専修学校専門課程(以下「大学等」という。)

- ※ 大学の別科、専攻科は対象外です。
- ※ 短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限って対象となります。
- ※ 新たな給付奨学金は、対象となる学校に一定の要件があるため、全ての学校が対象になるとは限りません。対象となる学校(以下、「確認大学等」という。)は、要件の確認を行う国又は地方公共団体において令和元年9月中下旬頃に公表される予定です。

### 2. 支援の実施時期

令和2年4月から開始

- ※ 令和2年度に大学等に進学(高等専門学校においては「4年次に進級」。以下、適宜読み替えてください。)を予定している者については、現在、在学している高等学校等を通じて募集しています。
- ※ 現在、大学等に在学している者については、今年の11月に、大学等を通じて募集を予定しています。

### 3. 対象者の要件

#### (1) 家計の経済状況に関する要件

##### ① 所得要件

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等

※ 所得基準を満たすかどうか、機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、おおよその確認ができます。

(参考)

具体的には、以下の支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅲ区分)のいずれかに該当することが必要ですが、提出されたマイナンバーをもとに機構が確認するため、学校で確認する必要はありません。

【第Ⅰ区分】 本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)

【第Ⅱ区分】 本人と生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること

【第Ⅲ区分】 本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※1 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

※2 支給額算定基準額 = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 税額調整額)

★ 100円未満は切り捨てです。

★ 「課税標準額」、「調整控除額」及び「税額調整額」の情報は機構がマイナンバーにより取得しますが、市役所等で交付される課税証明書等に必ずしも記載されているものではありません。

★ 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額 + 税額調整額)に3/4を乗じて計算します。

【参考】収入・所得の上限額の目安

(単位：万円)

世帯 人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)			(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
2人	本人、母(★)	229	332	402	131	197	251
3人	本人、母(★)、高校生	289	391	457	172	241	295
4人	本人、親①(★)、親②(無収入)、高校生	295	395	461	186	256	305
4人	本人、親①(★)、親②(給与所得者)、高校生	親①：295 親②：115	親①：336 親②：155	親①：409 親②：155	親①：169 親②：115	親①：195 親②：155	親①：246 親②：155
5人	本人、親①(★)、親②(パート)、高校生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：207 親②：100	親①：256 親②：100	親①：309 親②：100

(注1) 表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

(注2) 本人が直前の1月1日現在19歳～22歳であるものとして試算しています。

(注3) 給与所得者以外の世帯の年間の所得金額は、年間の収入金額から必要経費等を差し引いた額となっています。

② 資産要件

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産（土地等の不動産は含まない。）の合計額が基準額（生計維持者が1人の場合 1,250万円、2人の場合 2,000万円）未満であること

※ 資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。

※ 「家計支持者」について、今年度から用語を改め「生計維持者」としました。（内容に変更はありません。）

(2) 学業成績・学修意欲に関する要件

① 1年生

次のいずれかに該当すること

- ア 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること
- イ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること
  - ※ 学修計画書による学修意欲の確認の方法等については、文部科学省から秋頃提示される予定です。

② 2年生以上

次のいずれかに該当すること

- ア GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること
- イ 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること
  - ※ 標準単位数 = 卒業に必要な単位数 / 修業年限 × 申請者の在学年数

### (3) その他の要件等

次のいずれにも該当すること

- ① 日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者（※）であること

※ 定住者については、「永住の意思」がある場合に対象となりますので、大学等において、当該学生等に国内永住意思があることを確認いただくようお願いします。

※ 在留資格に関する証明書類は学校経由で機構へ提出いただく予定です。

- ② 以下のア～オのいずれにも該当しない者であること

※ 令和2年度中において、アに該当する者は存在しません。

- ア 過去に大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく給付奨学金を受けたことがある者

※ 以下のいずれかの者が編入学又は転学（以下「編入学等」という。）する前の学校で給付奨学金を受けていた場合を除きます。

- ・ 短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程を卒業又は修了した後1年を経過しないで大学へ編入学した者
- ・ 大学、短期大学又は高等専門学校を退学等の後1年以内に専修学校の専門課程の第2学年以上へ編入学した者
- ・ 大学等の相互の間（学校の種類が同一のものに限る。）で転学（転出から転入までの期間が1年経過しないものに限る。）した者

- イ 高等学校等（※1）を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日（※2）までの期間が2年を経過した者又はこれに準ずるもの（※3）

※1 高等学校等とは、高等学校（本科）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）及び専修学校の高等課程（修業年限が3年以上のもの）を指します。

※2 編入学等をした者においては、編入学等する前に在学していた学校へ入学した日とします。

※3 「準ずるもの」の具体は、後記<別記>に記載のとおりです。

- ウ 高等学校卒業程度認定試験（以下「認定試験」という。）の受験資格を取得した年度（16歳になる年度）の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が5年を経過した者（5年を経過した後、毎年度認定試験を受験していた者を除く）

- エ 認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日から入学した日までの期間が2年を経過した者

- オ 学業成績が独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号）の別表（後記<参考1>参照）に定める廃止の区分に該当する者

## 4. 支給額

給付奨学生として採用されてから卒業する（修業年限の終期）まで、世帯の所得金額に基づく区分（前記3.（1）参照）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・

自宅外通学)により定まる下表の金額(月額)を、原則として毎月支給。

区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学 短期大学 専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
高等専門学校	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円

(注1) 自宅通学とは、学生が生計維持者(父母等)と同居している(またはこれに準ずる)状態のことをいいます。「自宅外通学」の月額を選択した場合、自宅外通学であることの証明書類について、学校経由で機構への提出が毎年度必要となる予定です。

(注2) 生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している者及び児童養護施設等(※)から通学している者など、該当者のうち居住に要する費用につき給付奨学金による支援の必要性がないと認められる者は、上表のカッコ内の金額となります。

※「児童養護施設等」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設から改称)、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者、里親を指します。

(注3) 通信教育課程は、授業形態(印刷教材、放送、スクーリング、メディア)、国公立・私立、自宅通学・自宅外通学の別に関らず、(第Ⅰ区分)51,000円、(第Ⅱ区分)34,000円、(第Ⅲ区分)17,000円が年1回支給されます。

(注4) 入学金等に充てるための一時金制度はありませんが、給付奨学金の対象者は、別途、在学大学等に申込みを行うことで、入学金及び授業料の減免の対象となります。なお、令和2年度進級予定者を対象とした在学採用(11月実施予定、後記6参照)による採用者については、入学金の減免対象とはなりません(令和2年度以降の授業料が減免対象)。

## 5. 給付奨学金受給中の手続き等

### (1) 家計の経済状況に関すること

所得要件及び資産要件とも、前記3.(1)の要件に基づき以下の確認等を行う。

#### ① 所得要件

機構はマイナンバーを利用して、毎年夏頃に、所得の状況を確認したうえで、10月からの支援区分(第Ⅰ区分～第Ⅲ区分)を見直し、いずれの区分にも該当しない場合は、10月から1年間支給を停止。【停止】

※ 申込時にマイナンバーを提出できない者については、支援期間中、毎年、所得に関する書類を提出していただきます。

② 資産要件

資産に関する申告（毎年春頃を予定）を求め、基準に該当していない場合は、当年度の10月から1年間支給を停止。【停止】

(2) 学業成績・学修意欲に関すること

学年ごと（修業年限が2年以下の課程においては学年の半期ごと）に確認を行い、以下のいずれかに該当する場合は、それぞれに記載の処置を実施。

① 次のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を打ち切り。【廃止】

- ア 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
- イ 修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下の場合
- ウ 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- エ 連続して②の「警告」に該当した場合

※ これらに該当する者のうち、学業成績が著しく不良であって、そのことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められないときは、前回の確認以降支給した分の返還を求めます。

※ 新しい給付奨学金制度では、学業成績不振による「停止」はありません。

② 次のいずれかに該当する場合は、支給を継続するが、学業成績の向上に努めるよう指導。

【警告】

- ア 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合
- イ GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
- ウ 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

(3) 学校処分に関すること

学校教育法施行規則第26条第2項に規定する処分を受けた場合は、処分の内容により以下の処置を実施。

- ① 退学又は停学（無期又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けた場合は、奨学金の支給を打ち切ったうえで、処分を受けた学年の始期以降の支給分を返還させる。【廃止】
- ② 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けた場合は、奨学金の支給を停止。【停止】

(4) 在籍状況に関すること

現行の給付奨学金と同様、引き続き在籍していることの確認を定期的に行う予定。  
実施の時期や具体的な内容については検討中。

※ 奨学金支給中には、前記（1）～（4）の他にも手続きを求められることがあり、手続きを行わないときは、奨学金が振り込まれない場合があります。それらの手続きの詳細については、決まり次第ご案内します。

## 6. 今後の主なスケジュール

### (1) 制度の周知等について

① 制度詳細の通知及び学生等への周知依頼【9月20日頃を予定】

各学校に対し、制度・運用の具体について通知するとともに、学生等への配付用リーフレット等を送付（メール配信用の電子データでも提供）し、制度の周知について依頼。

② 奨学金案内等の送付【10月中旬予定】

令和2年度進級予定者を対象とした在学採用の実施に向けて、給付奨学金希望者への配付物等を送付。

③ 事務取扱いに係る説明会の開催【10月上～中旬予定】

給付奨学金の事務取扱いについて、学校担当者を対象とした説明会を開催（毎年度実施している適格認定等に関する研修会と合同開催）。

※ 具体的な日程等は、8月上旬にお知らせする予定です。

### (2) 在学採用の実施

① 令和2年度進級予定者を対象とした在学採用【11月～】

現在在学中で来年度進級予定の者を対象とした在学採用の募集を予定。

申込みの受付は11月とし、学校からの推薦は今年度の学業成績が確定した後とする予定。

※ 令和2年度に編入学又は転学を予定している者は、今年度の募集には申込みできません。

編入学又は転学の後に申し込むこととなります。

② 令和2年度以降に募集する在学採用【令和2年4月以降】

来年度以降も在学採用の募集を予定。

実施時期及び対象者等については、現在検討中。

## 7. その他

### (1) 推薦枠等について

学校ごとの推薦枠（人数の上限）は設けない。

前記3.（2）及び（3）の要件に該当する者については、全員推薦の対象。

### (2) 他制度との関係について

① 大学等で別途手続きを行うことで、大学等における授業料及び入学金の減免も併せて支援の対象。

② 第一種奨学金を併せて利用する者については、第一種奨学金の貸与を受けられる月額の上  
限額を制限（希望する月額が貸与されない場合あり）。（後記<参考2>参照）

※ 第一種奨学金を利用している者が新しい給付奨学金に申し込む際は、給付奨学金を受給している間、貸与額が制限されることを承諾する必要があります。

③ 以下の給付金を受けている期間は、給付奨学金の支給を停止。

- ア 教育訓練支援給付金（雇用保険法）
- イ 訓練延長給付（雇用保険法）
- ウ 技能習得手当及び寄宿手当（雇用保険法）
- エ 職業訓練受講給付金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）
- オ 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- カ 職業転換給付金（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）

(3) 現行制度の給付奨学生について

現行の給付奨学金を受給している者が、新しい給付奨学金に申し込む際は、現行の給付奨学金を辞退することの承諾が必要。

なお、在学している大学等が新しい給付奨学金の対象校とならなかった場合や本人が新しい給付奨学金の要件に該当しない場合は、引き続き現行の給付奨学金制度を適用。

(4) 虚偽申請の取扱いについて

偽りその他不正の手段により給付奨学金の支給を受けた者に対して、機構は、最大、当該支給を受けた額の100分の140に相当する額の徴収が可能。

<別記>

「3. (3) ② -イ」の「高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過した者に準ずるもの」は、以下（ア）～（ウ）のいずれかとする。

（ア）学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過した者

- (a) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (b) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (c) 文部科学大臣の指定した者

（イ）学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から入学した日までの期間が2年を経過したもの

- (a) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (b) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められたもの

（ウ）学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日よりも後の日であるもの

- (a) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの
- (b) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で、18歳に達したもの

<参考1>

別表 適格認定における学業成績の基準

区分	学業成績の基準
廃止	1 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2 修得した単位数(単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次項において同じ。)の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。(前項第2号に掲げる基準に該当するものを除く。) 2 GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(前項第3号に掲げる基準に該当するものを除く。)
<b>備考</b> 1 この表における「標準単位数」とは、卒業又は修了の要件として確認大学等が定める単位数(単位制によらない専門学校にあっては、単位時間数)を修業年限の年数で除した数に、給付奨学生の在学年数(その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間(当該休学期間が1年未満の場合にあっては、その月数(1月未満の場合にあっては、1月)を12で除した数とする。)を控除する。)を乗じた単位数(1単位未満の端数が生じた場合にあっては、これを1単位に切り上げるものとする。)をいう。 2 この表における「学部等」とは、学部、学科又はこれらに準ずるものであって、学生等の学業成績をGPA等を用いて相対的に比較することが公平かつ適正であると確認大学等が認める組織等をいう。 3 給付奨学生の学修意欲の状況については、履修科目の授業への出席率、授業時間外の学修の状況、授業において作成を求められる論文、報告書等の提出状況等を勘案して、確認大学等が判定するものとする。	

<参考2>

新たな給付奨学金受給中の第一種奨学金貸与月額

学校種・給付奨学金の区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、 30,300円)	19,200円
短期大学	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
高等専門学校	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、 32,500円 (20,000円、 35,800円)	20,000円、 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、 30,500円 (20,000円、 35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円

(注1) 生活保護（扶助の種類を問いません。）を受けている生計維持者と同居している者及び進学後も児童養護施設等から通学している者は、上表のカッコ内の金額となります。

(注2) 30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます。